

スウェーデンにおけるソーシャルワーカーの職務と倫理

藤田 雅子

Professional and Ethics of Social Worker in Sweden
Masako Fujita

要約

本研究の目的は、福祉先進国であるスウェーデンにおけるソーシャルワーカーの職務と倫理の全体像を把握することにある。まずは職業グループと労働組合について関係を明確にし、つぎに専門職集団としてのソーシャルワーカーの現状を把握する。最終的にはソーシャルワークが目指す目標とその倫理基準を見ることによって、ソーシャルワーカーの労働、職務そして倫理の力動的関係性を浮き彫りにしている。職業グループが職能の向上と己の労働条件を充実させることは、職務における問題解決への道を拓き、倫理基準を遵守しつつ社会サービスの根幹を成す法律に定められたサービス提供を可能にするという相互関係を明確にしている。

キーワード

ソーシャルワーク 社会サービス 職業グループ 専門職 倫理基準

1. 研究目的と研究方法

研究目的は、スウェーデンにおけるソーシャルワーカーの職業集団としての機能、職務、倫理基準を明確にすることにより、ソーシャルワークの全体像を把握する。

研究方法は、巻末に示す文献と資料、そしてスウェーデンのソーシャルワーカーの職業団体であるSSRにおけるインタビューを付加し、これらの素材をもとに①職業と労働、②職務と問題、③社会サービスの目標と倫理の3大要素から分析を試み、ソーシャルワーク像を客観的に見られるようにする。

2. ソーシャルワーカーの職務と倫理

(1) 職業グループと労働組合

職業人の養成に社会は多大なエネルギーを費やし、経済投資をする。高等学校または大学を卒業した者は、専門を活かした職業人となって社会を支えていく。職業に就いてからもたくましく、働くときは働き、休むときは休んで英気を養う。職業グループを構成し、切磋琢磨し専門技術を向上させ、働く者としての労働条件を充実させ、労働環境を整える。

労働者の生活権が守られてきた要因として、労働

組合の力がある。労働組合の加入が一般的で職業別である。図1は労働組合別の人数と男女比を表わす⁽⁸⁾。

ブルーカラーの組合であるLO (Landsorganisationen) は最大の労働組合で183万人が属する。大卒の専門職の労働組合SACO (Sveriges akademikers centralorganisation) には58万人が属し、人数は少ないがブレインが集まっている。高卒以上のホワイトカラーの労働組合TCO (Tjänstemännens centralorganisation) は126万人である。加入者のうち女性はLO45.8%、

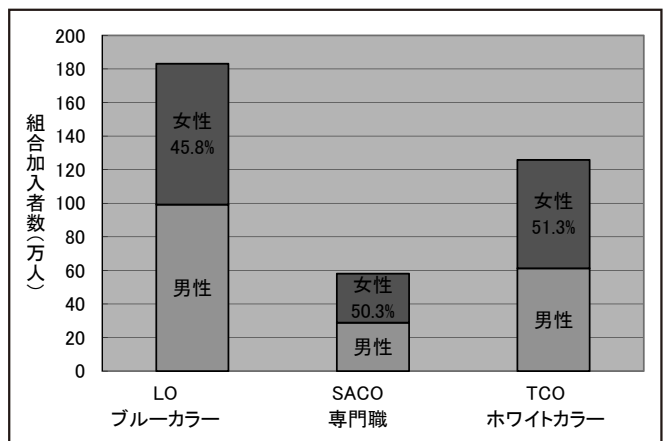


図1 労働組合別加入者数と男女比

出典：SCB Statistiska centralbyrån Statistisk årsbok för Sverige 2008

SACO50.3%、TCO51.3%である。

1) 職業別団体の原型としてのLO

長年にわたって政権を握ってきた社会民主党の支持基盤がLOであり、最大の労働組合の意向は政策に反映され、労働組合が重要な機能を果たす。不平等な扱いを受けた労働者は、まず労働組合に訴える。

賃金についても長期にわたる正確な資料をもっている。LOが1898年から1989年までの男女賃金格差を示しているが、戦前から活動を継続してきたからできる計算である。100年前には女性は男性の賃金の48%であったが、第2次大戦終了時の1945年にはすでに62%に達した。世界大戦に巻き込まれず、経済活動を継続できた蓄積は大きい。高度経済成長期の初期には71%、1980年に90%に達し、現在に至る。

限りなく平等に近い諸制度を作ってきたのは、政策であるが、定年まで働き税金を払い続ける稼働年齢の男女がいて、世界に伍して頑張る企業と80%以上の組織率を誇る労働組合があるからといえる。

LOには全国の労働者の3分の1に相当する人数が所属する。15単産に分かれ、最大はコミューン(市町村)関連で、地域サービスの担い手としてホームヘルプや保育など56万人が加入する。次が金属関連の43万人、3番目が小売業17万人、4番目が通信15万人、5番目が建築13万人である。他の単産は10万人以下で、運輸、ホテル・レストラン、林業・木材、建物管理は4万人以上、そして小さな単産は電気、印刷、製紙、音楽の組合がある。大半が高等学校で職業教育を受けたブルーカラーである。

2) ホワイトカラーと高学歴の職業グループ⁽¹⁰⁾

TCOとSACOの職種は一部重複するが、ホワイトカラーの大半は、個人としてはいずれかに属する。

高卒以上のホワイトカラーの組合TCOは17単産に分かれ、最大はSifと略称で呼ばれる工業関係ホワイトカラー組合で35万人を組織する。2番目が教

員の23万人、次がコミューン・ホワイトカラーと小売業管理職が同規模で、それぞれ17万人が加入する。5番目が看護関係の11万人である。6番目がSTと呼ばれる国家公務員・国営企業の関係で10万人弱である。10万人以下では、保健・金融、薬剤師、ジャーナリスト、経済関係があり、警察官もTCOに属する。数千人規模では国民大学教員、防衛、演劇、税関・沿岸警備である。学歴は高校卒業と大学卒業が混在する。

高学歴の専門職はSACOに属する。歴史は浅く、1900年代初頭に形成され、1943年に学生によって組織化され、1947年にSACOが形を見せ、1万6000人から発足した。SACOの方針は、職種別の組合活動、労働条件の充実、職業的能力と地位の向上、政治的中立性、教育重視などである。職場としては、地方(県とコミューン)公務員28%、民間27%、国家公務員16%、自営3%、学生17%などである⁽¹¹⁾。

図2に示すように、大学以上の学歴をもつ25単産の構成員の人数は、農業技術、SSR(社会福祉・社会人間開発)、作業療法、建築、一般エコノミスト、一般エンジニア、DIK(文書管理・情報・文化)、薬剤、船舶、特殊エンジニア、Jusek(法律・社会機構・経済)、牧師、理学療法、医師、教員、自然科学、軍士官、心理、予備役士官、交通運輸、校長・副校長、SRAT(保健・組織管理)、歯科医師、大学教員、獣医に分かれている。グラフに構成員の人数を表す。

頭文字を組み合わせた単産について見ておく。JusekはSACOの一部門で、7万数千人からなる専門職連合で3番目に大きな単産である。ジュリストとエコノミストによる集合体で、法律と経済の専門職集団としてリードし、労使交渉、労働法、家賃、法律的支援、保険、自営業者への支援、年金の助言、キャリアアドバイス、情報関連、所得保障など労働

に関する法律と経済の全般に及ぶ。SACOのメンバーに対しては、外国での労働、労働時間、労使協約と法律、親になった時の労働と法律、各種休業と休暇、給与と賃金交渉、年金、解雇の問題、疾病など、助言のみならず本人に代わって役割を果たすこともある。

SRATは医療、保健、組織管理の分野における専門家あるいは責任者からなる。言語聴覚士や歯科衛生士はここに所属する。DIKは文化とコミュニケーションの職業である。考古学、歴史学、人類学、国語学、通訳、翻訳、司書、出版編集、広報専門、コピーライター、アートディレクター（芸術・文化）、プロジェクトマネージャーなどがあり、言語回復訓練や手話を専門とする職業もDIKに入る。

3) ソーシャルワーカーが属するSSR⁽⁷⁾

SSRではソーシャルワーカー以外の職種は、経営管理、コンサルタント、行動分析や人間工学の専門、人的資源の開発の仕事などが入るが、加入の共通基盤は、大学で120ポイント以上の単位を取得したという学歴条件である。ソーシャルワーカーの80%はSACOに、20%はTCOに属する。

各職場におけるTCO、SACO、LOと各々の単産の棲み分けは複雑である。例えば同じ就学前学校で働きながら、高卒の保育士はLOに属し、大卒の幼児教育教師はTCOあるいはSACOのいずれかに属し、スクール・ソーシャルワーカーはやはりTCOかSACOに属するが、教員とは単産が異なる。カウンセラーや臨床心理士はSACOの中の独立した「心理職」という小規模な所帯をもっている。

本論文では、ソーシャルワーカーの職業集団としてのSSRに焦点を合わせている。SSRが1958年に発足した時に、スウェーデン・ソーシャルワーカー国家連合 Sveriges Socionom Riksförbundet が母体になった。その頭文字を組み合わせた略称を使用し、他の職種の人々も入っているが、半世紀経っても出

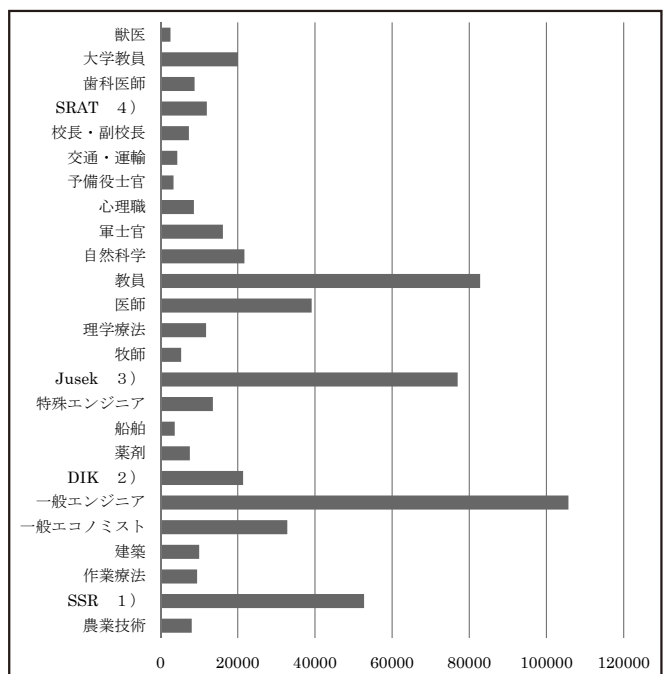
発点の目的を手放してはいない⁽¹⁵⁾。SSRは、労働団体であって職業集団である。

(2) ソーシャルワーカーの職務と問題

1) 変わりゆく福祉サービスとソーシャルワーカー

SSRの構成員5万3000人（2007年）の中に、ソーシャルワーカーが属し、その半数を占める。職場としては、民間部門は少なく、コミューン、県、国の公共部門が大半で、とくにコミューンの社会サービス部門のケースワーカーが多くを占める。公務員が主体である。仕事としては、調査、処遇、サービスを行い、必要に応じて計画を扱う。この役割はますます複雑化し、体系的な対応と、科学的処理が要求される。したがってソーシャルワーカーの教育体系がアカデミックになるべきであるとSSRは主張する。

国民的規模で福祉はさまざまな形で変化し、疎外という概念が増大してきている点にSSRは注目す



- 1) SSR ソーシャルワーカー、経済、社会人間開発
- 2) DIK 文書管理・情報・文化
- 3) Jusek 法律・社会機構・経済
- 4) SRAT 保健・広報・行政

図2 SACO 単産別人数 (単位 人 2006年)

出典：SCB Statiska centralbyrån Statistisk årsbok för sverige 2008

る。ソーシャルワーカーは被害に遭った人々と出会う機会が多く、多世代にまたがっている。福祉ネットワークから漏れている若者、子ども、一人親、外国出身者、失業者などが歴然としており、他にもさまざまな危険性が膨らんでいるグループがいるとSSRは考える。

福祉サービス最前線の役割を担っているソーシャルワーカーは、人々の間で仕事をし、同時に社会システムの中で働くという特徴をもつ。したがって社会福祉（ソーシャルワーク）教育の中核をなすのは、社会サービスにおいて活動する専門家の養成であり、ソーシャルワークの基礎教育のみならず個人と社会との関係に関する教育を重視する⁽⁷⁾。

2) ソーシャルワーカーの特徴と職域

SSRの資料によると全国の2万7300人のソーシャルワーカーのうち、女性が79%、男性が21%であって、女性が圧倒的に多い職業である。子どもや未成年者を対象に限定すれば、女性が90%に達する。年齢的に一番多いのは31～40歳、次が41～50歳で、両者が多数を占める。51～60歳そして30歳以下は少なく、61歳以上は僅かである。したがってこの職業は、30歳から50歳の女性が主流である⁽⁷⁾。

SSRのパフレットUppdrag Välfärd「福祉を担う」より、職場の例を見てみる。

- ・ コミュニケーションの社会サービスのケースワーカー
- ・ 学校、保健と医療の相談員
- ・ 高齢者介護におけるニーズ判定員および責任者
- ・ 薬物等常習者ケアにおける更生指導員
- ・ 精神障害、児童、青少年分野における相談員
- ・ 家族問題相談所における相談員
- ・ 犯罪更生におけるケアワーカー
- ・ 児童、青少年、成人の入所施設における職員

3) 上級ソーシャルワーカー認定制度⁽¹⁾

変容する福祉に対応する解決策として、SSRは

手始めに保健・医療分野における上級ソーシャルワーカー認定制度を1997年から導入した。将来的には教育期間の延長によって、より掘り下げたソーシャルワーカーの教育がなされるべきであると考えている。

その認定制度は、年に4回、第一線の研究者と実務者による委員会によって認定会議が開催される。認定は、①ソーシャルワーカーとしての試験をパスしていること、すなわち3年半の専門教育を修了していること、②3年以上のソーシャルワークの実務経験があること、③100時間以上の業務指導を受けたこと、④部外者からの推薦状があること、という4条件を満たし、さらに⑤共に実務に携わってきた2名以上から「倫理的人物的成熟の証明」を必要とする。上級ソーシャルワーカーは、専門職としての論理的能力を裏づけ、実務経験をもとに、患者やクライアントのために技術的人格的に的確に働けるという認定を目的としているからである。

スウェーデンでは大学に専門教育を任せ、国家試験を必要としない国である。同じSACOに属する弁護士も司法試験はなく、「大学卒業+法律事務所での実務5年+推薦状」を弁護士会が審査して承認する。この方式をSSRは手本としている。

認定制度の意義について見てみる。認定導入後、間もなくSSRから出された申請用紙（Sök du också! 「あなたも求めなさい」2000年11月）に記される4項目がある。

- ・ ソーシャルワーカーの専門的資質を高める。
- ・ クライアント／患者にとって安全保障を強める。
- ・ 雇用主にとってソーシャルワーカーの能力を裏付ける証明となる。
- ・ ソーシャルワーカーの職業的役割が明確化される。

職業的専門性を重視するのはもちろん、認定され

た上級ソーシャルワーカーとして、給与など労働条件の向上に反映させることを目指すと考えられる。

4) ソーシャルワークにおける共通の問題点⁽⁷⁾

コミュニンで働くソーシャルワーカーに共通する問題点を、SSRは以下のように整理している。

- 人的配置が低く、受け入れがたい件数を扱うために、法的権利擁護と適切な支援アクセスを脅かす。
- 新人や経験の浅い職員が複雑な事例を担当し、公務として大きな責任を負わされる。
- 予防的な仕事に対して資源が少なすぎる。
- 経済的枠組みによって対策を決定してしまう。
- 政治と行政の間の境界線が不透明で、政治家が個人的見解によって決定を下すことがある。
- 代理権が不透明で、手順が一定していない。
- 組織の再編成が絶えず行われる。

ストックホルム市のソーシャルワーカーを対象にした調査は以上の点を裏付ける結果を出している⁽⁶⁾。おもな項目を図3に示した。仕事に満足している人は6割に達する。しかし7割以上が、社会サービス

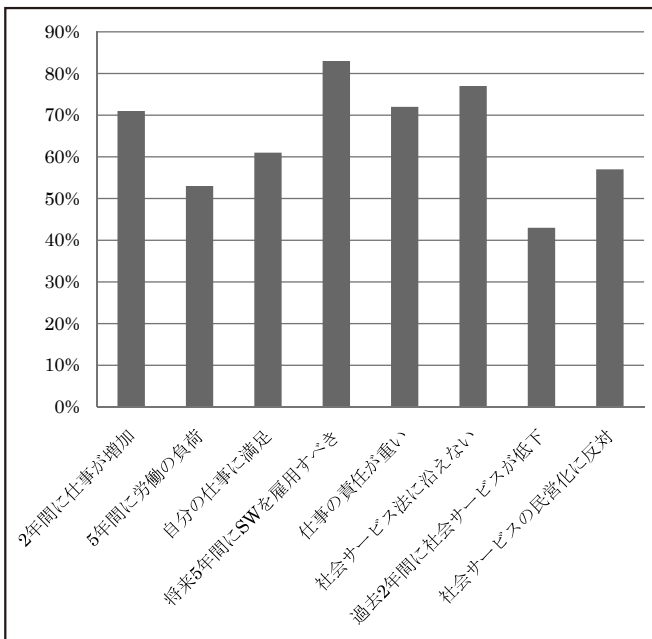


図3 ソーシャルワーカーの意識(ストックホルム市 2008年11月)
出典: SSR Undersökning bland socialsekreterare i Stockholm stad 2008

法に沿った仕事ができない、仕事量が増加した、専門職としての責任が重い、もっとソーシャルワーカーを雇用すべきだと考えている。社会サービスが低下していると考える人は4割にとどまり、ソーシャルワーカーは頑張っていると自己評価している。社会サービスの民営化は、現保守政権になってからかなり取り入れられているが、ソーシャルワーカーの半数以上が反対している。

SSRでのインタビューで得た問題点を付加する。薬物常習、犯罪、精神障害などを対象とする職場では、ソーシャルワーカーが危険にさらされることがあり、ボディガードを付けるわけにはいかないから、せめて2人1組で動く体制をとるしかないという言葉である⁽¹⁵⁾。

5) ソーシャルワークの教育と研究⁽⁹⁾

大学の入学基準について触れておく。入学試験がなく、高等学校3年間の成績で決まり、満点は20点である。例えば Lund 大学の場合(2007年)を専攻別に見ると、医学は満点の20.00、次は法学19.24であり、以下、理学療法18.50、社会科学17.35、看護学17.04、経済学16.67、化学15.64、政治学12.66、工学(技術)12.14、神学11.62の順で、ソーシャルワーカーの養成が含まれるのは社会科学である。

大学間格差もある。養成課程のある大学のうち入学成績が高いのは、ストックホルム大学17.60、次が上述の Lund 大学17.35で、以下、イエーテボリイ大学17.30、ヴェクシャ大学17.12、リーショッピング大学16.70、オーレブロー大学16.49、ウーメオ大学16.02、そしてミット大学15.40の順である(Högskolenverket 大学庁2007年秋)。

EUにおける高等教育の統一を目指す「ボローニア宣言」に関連して、スウェーデンでもソーシャルワーカー教育をそれに合わせたい意図がある。スウェーデンのソーシャルワーカー養成は相対的に

いと評価されるが、人間を扱う職業である以上は、教育の充実を図る必要があるとする。現在は120ポイント（学士レベル）プラス実務3年でソーシャルワーカーになれるが、160ポイント（修士レベル）を充足させたいというのがSSRの意見である。

現に働いている専門職の教育歴について見ると、84%は3年半のソーシャルワークの大学教育を修了し、卒業試験をパスしている。少なくとも3年間の専門教育を受けた人まで含めると97%に達する。8%は修士レベルである。

研究に関してはどうか。福祉を専門とする初の大学教授が生まれたのは1979年で、現在でも全国で社会福祉（ソーシャルワーク）専門の大学教授は30名にとどまる。基礎教育（大学の職業教育）から研究までの過程を追跡すると、卒業に必要な試験をパスしてから8年後に研究に従事している人の全国平均は6.7%であるが、社会学系や法律系では4.8%にとどまる。社会学系の中でも、ソーシャルワークは0.83%で最低であるため、研究分野の充実をSSRは提起している。

6) ソーシャルワークの技術上昇と待遇⁽¹¹⁾

社会が複合的な時代になり、ソーシャルワーカーが的確な判断を下さなければならぬ立場に立たされ、社会的プロセスや問題を理解し、当事者の積極性を支援する使命がある。社会的ケアあるいはソーシャルワークの教育に関しては、科目の充実、中心となる教育上の問題、指導力・組織作り、現場での実習の設定などが課題としてあるという。

この職業の人は男女平等に関する知識をもち、また子どもの育つ環境と条件が国連の児童憲章に沿うように、知識を獲得しなければならない。その仕事は社会的な作業であって、社会改革の努力が求められる。現在でもソーシャルワーカーは能力も社会的知識や様々な法律に関する特殊な知識もあるが、さらに強化したほうが良いとSSR考える。

Lönestrategi「給与戦略」には労働条件別、地域別の細かい給与に関する統計が示され、能力開発、責任範囲の拡大、公務の遂行、賃金状況（凸凹）把握、能力の段階（能力、経験）に合わせた評価の明確化、ソーシャルワーカーの認定などの方策を、給与に反映させようと意図している⁽²⁾。

(3) ソーシャルワークの目標と倫理

1) ソーシャルワークの目標

SSRが示すスウェーデンの社会サービスの目標を、高齢者を例に確認しておく⁽⁴⁾⁽⁵⁾。第一が国の目標で、社会サービスは、人間の社会的状態を考慮し、自由でないことから解放し、発展するように個人やグループを支援して、それぞれの能力を発揮させる。自己決定とプライバシーの権利を尊重しながら仕事を遂行する。高齢者は安定した状況で自立した生活と住まいが提供されるべきである。

第二が県の保健と医療の目標で、よい保健と看護の条件はあらゆる国民に共通する。人間としての尊厳を保つために全ての人を尊重し、看護は必要性が高い人に優先的に提供されるべきである。

第三がコミューンと個人についての目標で、自治体ごとに議会は「介護と看護」に関する目標と指針を決定する。これは国際的な取り決めに基づくものである。コミューンのさらなる目標は、長期的かつ総合的に方向を定め、実施目標を設定する。目標を具体的な仕事に反映させるために、関連する職員全員の意思の疎通が図られなければならない。

これらの目標を達成するために、ソーシャルワーカーはニーズの把握と判定に際して、必要性に基づいた決定が大切で、人手、財源、資材など資源に左右されるものではないと考える。ソーシャルワーカーが判断を下したら、実現するような柔軟な対策が必要で、コミューンはクライアントに応じるべきだという明確な注文があるとする。介護、看護そしてリハビリにとって、多面性の考慮、特別な住居、

個人の立場の強化、全体像の把握と調整が求められ、チームワークとして各部署の協同作業はもちろん、高齢者の親族は意義ある存在であるという認識が必要であるとする⁽¹²⁾。

2) ソーシャルワークの拠り所

人間の価値とは？正義とは？ソーシャルワーカーはどんな責任を果たすべきか？どんな人格者であるべきか？大切なことは何か？という問い掛けが、倫理的な基本問題であるとする。答えは、プライバシーの遵守、批判的自己洞察力、責任感、市民としての勇氣、法律的公正の感覚（正義感）、バランスよい判断力、包容力（許容力）、共感と関心、人間関係の尊重・友好性・平等観であるとする。

ソーシャルワークの拠り所は、社会サービス法の規定と国際ソーシャルワーカー連盟 IASSW 採択した「ソーシャルワークの定義」IFSW である。

①社会サービス法 Socialtjänstlagen の重視

「社会サービス法 SoL」は民主主義と連帯の精神に基づいて、社会サービスとは何かを規定している。社会サービスの義務とは、経済的および社会的安心、生活条件の平等、社会生活への積極的参加を促進することにある。さらに社会サービスの業務は、個人の自己決定権および尊厳に基づいて遂行されなくてはならないとする。

社会サービス法の第2章にコミュニティの責任という条項があり、その第1条において、コミュニティはその地域の社会サービスに関する責任を負うものとするとして規定する。第2条では、そのコミュニティに居住する人が必要としている支援や援助を得られるように、最大限の責任を負うものとするとしてある。コミュニティは市議会の下に行政があり、さらにその下に、教育委員会、環境・街づくり委員会、文化委員会、余暇委員会など各種の委員会があり、その中でも社会委員会は社会サービスに重要な業務をもつ。

第4条に、社会サービス分野におけるコミュニティの業務は、コミュニティ議会が決定した一委員会もしくは複数の委員会によって遂行されるものとする、と規定され、社会委員会の業務は、章を改めて規定がある。社会サービスにおけるコミュニティの業務執行を他者に契約によって委任できることを第5条に規定している。これによって民間などへの委託が可能になる。続いて第6条では、県などと社会サービスの枠内で協力することに合意できるが、その理由は資源を有効に活用できるからとする。

社会委員会の規定のうちで注目しなければならないのは第3章の第6条で、ホームヘルプサービス、デイサービスその他の社会サービスを通して、個人が自宅に住み続け、他者との交流を容易にしなければならないという、社会委員会の規定である。

社会サービス法の第5章第4条以下に規定される。高齢者に対する社会サービスのうち重要な点を箇条書きにする。障害者もおおよそ同様である。これによって全ての人が地域で、自分の住宅に住んで、必要な援助が受けられる。

- 安全な条件のもとで自立した生活が送れるように、そして他者をつながりのある活動的な意義ある生活が送れるようにしなければならない。
- 質の高い住宅に居住し、必要な人には家庭における支援や援助を容易に得られるようにサービスを提供しなければならない。
- 特別な支援を必要とする人のために、介護つき特別住宅を作らなければならない。
- ホームヘルプ、デイサービス、在宅医療などの個人負担金は、価格基礎額（物価基本額）から最高額が規定される。
- 生活費を最低額に基づいて計算し、個人の保留額を決定しなければならない。住居費は個別に計算して最低額に加算される。

社会サービス法の枠内であれば、コミュニティは地

域に応じたサービスを提供できる。支援必要度、問題特定、目標設定、ヘルパーの労働環境、調査、作業計画策定などを総合的に判断する。その際に重要な役割を果たすのが、ソーシャルワーカーである。

②国際的ソーシャルワークの定義の重視

社会サービス法と並んで重視される国際ソーシャルワーカー連盟の声明を見る⁽¹³⁾。2000年の総会において採択されたソーシャルワーク専門職の定義とは「人間の福利（ウェルビーイング）の増進を目指して、社会の変革を進め、人間関係における問題解決を図り、人びとのエンパワーメントと解放を促していく」とする。そしてソーシャルワーク自体は「人間の行動と社会システムに関する理論を利用して、人びとがその環境と相互に影響し合う接点に介入する。人権と社会正義の原理は、ソーシャルワークの拠り所とする基盤である」とする。

さらに「様々な形態をもって行われるソーシャルワークは、人びととその環境の間の多様で複雑な相互作用に働きかける」とし、その使命は、「すべての人びとが、彼らのもつ可能性を十分に発展させ、その生活を豊かなものにし、かつ、機能不全を防ぐことができるようにすることである」と解説する。ソーシャルワークとソーシャルワーカーとの関係は、「専門職としてのソーシャルワークが焦点を置くのは、問題解決と変革である。従ってこの意味で、ソーシャルワーカーは、社会においての、かつ、ソーシャルワーカーが支援する個人、家族、コミュニティの人びとの生活にとっての、変革をもたらす仲介者である。ソーシャルワークは、価値、理論、および実践が相互に関連しあうシステムである」とする。その中の「専門職としての行動」のガイドライン12項目が適用され、スウェーデンではこれら社会サービス法とIFSWの定義に沿ってソーシャルワークが実施される。

3) ソーシャルワークと倫理

SSRが倫理綱領を重視する理由は、能力と職業観の確立、ソーシャルワーカーの専門性、活動も雇用主も多岐に渡ること、クライアントが一般市民であることによる。したがって考慮すべきソーシャルワークの諸側面とは以下の項目であるとする⁽³⁾。

- エンパワーメント
- 擁護と代弁
- 社会的活動と社会的統合
- ガイダンス（指導）と養育
- 介護、支援、保護
- ソーシャルワークの多面性
- ソーシャルワーカーのアイデンティティ

SSRが考える倫理的価値、基準そして原則を図式化したものを図4に示す。社会福祉、教育、医療、司法などに関して、福祉先進国スウェーデンのソーシャルワークの枠組みを知ることができる。

3.まとめ

福祉先進国であるスウェーデンにおけるソーシャルワーカーの全体像を把握するのが目的である。図5に示すように、ソーシャルワーカーの職業グループ、専門職の職務や問題などの現状、ソーシャルワークの目標と倫理という3大要素の有機的関連性を重視した。

そのために第一に職業グループと労働組合の関係を明らかにし、高学歴の専門職集団であるSACOの仕組みと、ソーシャルワーカーが属するSACOの職業グループSSRを取り出し、その特徴を示した。第二にソーシャルワーカーの現状と専門職について見るために、職域、問題点、変容する社会サービスへの対応や上級ソーシャルワーカー認定制度、教育および研究に関してSSRの資料より分析した。最後にソーシャルワークの目標と倫理を、スウェーデンの社会福祉の根幹をなす社会福祉サービス法と

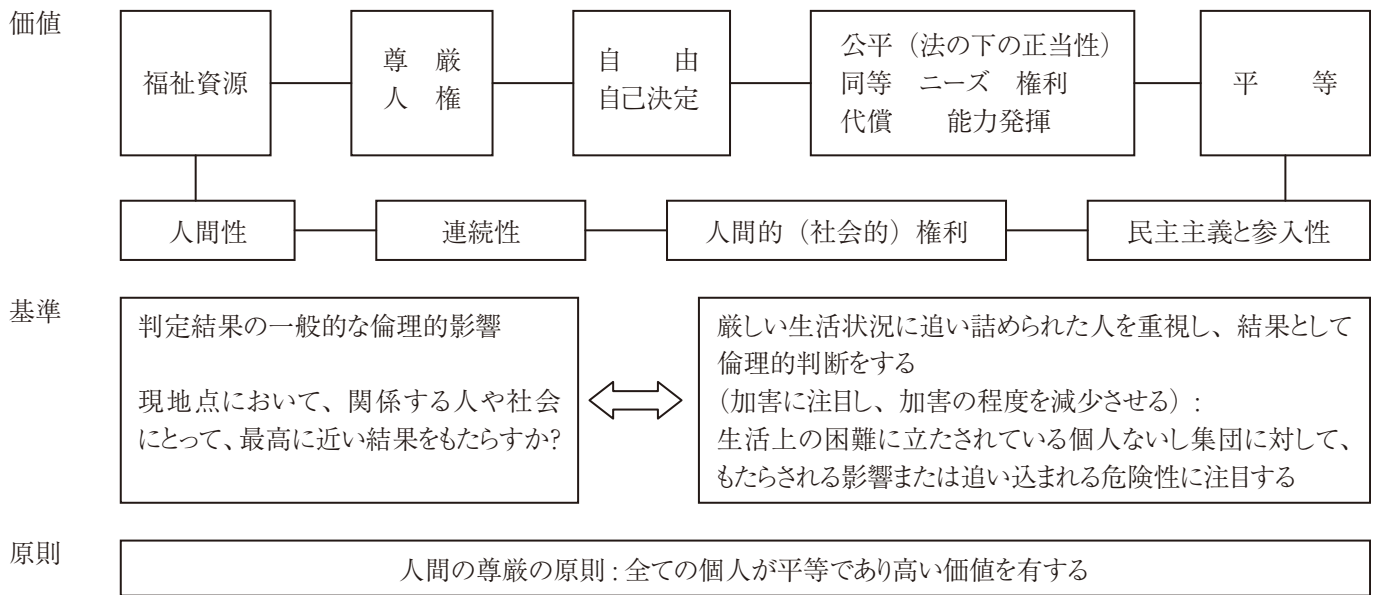


図4 全体像：ソーシャルワークの倫理価値、基準そして原則

出典：SSR Etik kod för socialarbetare 2008

国際ソーシャルワーカー連盟の定義とを確認した。

職業グループが職能の向上と己の労働条件を充実させることは、職務における問題解決への道を拓き、倫理基準を遵守しつつ社会サービスの根幹を成す法律に定められたサービス提供を可能とする相互関係を明確にした。これらの総体が福祉先進国のソーシャルワークを可能にしている。

文献および資料

- (1) AKADEMIKER för SSR Auktoriserad socionom
ソーシャルワーカーの認定 2000年11月
- (2) AKADEMIKER för SSR Lönestrategi—Uppdrag Valfärd
給与戦略—福祉の向上を目指す 2007年
- (3) AKADEMIKER för SSR Etik kod för socialarbetare
ソーシャルワーカーのための倫理綱領 2008年3月
- (4) AKADEMIKER för SSR Policy för en god äldreomsorg
良質の高齢者介護の政策 2008年3月
- (5) AKADEMIKER för SSR Policy för socionomer i hälso och sjukvård
保健と疾病看護におけるソーシャルワーカーの政策 2008年3月
- (6) AKADEMIKER för SSR Undersökning bland socialsekreterare i Stockholm stad

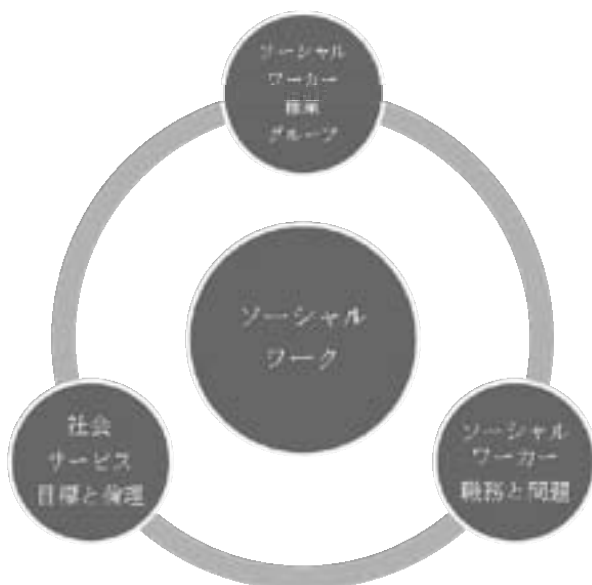


図5 ソーシャルワークとソーシャルワーカーの関係

- ストックホルム市のソーシャルワーカーの意識
調査 2008年11月
- (7) **AKADEMIKER för SSR Uppdrag Välfärd**
福祉の向上を目指す
- 1) **Fakta och argument för dig som jobbar inom välfärdssektorn**
福祉部門に関する職業に関する資料と議論
- 2) **Ett gemensamt projekt 共通プロジェクト**
- (8) 藤田雅子 福祉国家の最新事情 第12回
厳密な男女平等を求める労働組合 厚生福祉
第5617号 時事通信社 2009年2月17日 2
～4ページ
- (9) 藤田雅子 福祉国家の最新事情 第30回
大学教育と専門職の養成 厚生福祉 第5651
号 時事通信社 2009年7月3日 2～5ペー
ジ
- (10) 藤田雅子 福祉国家の最新事情 第31回
職業グループと労働組合 厚生福祉 第5653
号 時事通信社 2009年7月10日 2～5
ページ
- (11) 藤田雅子 福祉国家の最新事情 第32回
ソーシャルワークの現状と専門職集団 厚生
福祉 第5656号 時事通信社 2009年7月
24日 2～5ページ
- (12) 藤田雅子 福祉国家の最新事情 第33回
ソーシャルワーカーの職務と倫理 厚生福祉
第5657号 時事通信社 2009年7月28日
2～5ページ
- (13) **IFSW** 国際ソーシャルワーカー連盟による
ソーシャルワークの定義（日本語訳は日本
ソーシャルワーカー協会、日本社会福祉士会、
日本医療社会事業協会で構成する **IFSW** 日本
国調整団体が2001年1月26日決定した定訳）
- (14) **SCB Statistiska centralbyrån Statistisk
årsbok för svetige 2008** スウェーデン国家統
計局 スウェーデン国家統計2008年版
- (15) **SSR**におけるソーシャルワーカーの養成と職
務に関するインタビュー 2008年3月